

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	不正受給に対する徴収金加算		
根拠法令及び条項	生活保護法第78条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) ・生活保護法第78条 (別紙参照) ※以下の通知は中央法規編「生活保護手帳」に掲載 ・生活保護行政を適正に運用するための手引きについて(平成18年3月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 改正令和3年1月7日 社援保発0107号第1号による改正まで) IV-4- (4) ・那覇市生活保護法第78条に規定する徴収金への加算措置取扱要領		
処分基準 設定年月日	平成28年10月1日	処分基準 最終変更年月日	令和4年4月1日
所管部署	福祉部 保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

○生活保護法

(昭和二十五年五月四日)

(法律第四百四十四号)

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

(昭二六法一六八・平二五法一〇四・平三〇法四四・一部改正)

那覇市生活保護法第 78 条に規定する徴収金への加算措置取扱要領

平成 28 年 10 月 1 日那覇市福祉事務所長決裁

平成 30 年 3 月 30 日那覇市福祉事務所長決裁

令和 4 年 3 月 29 日那覇市福祉事務所長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、生活保護法（以下、「法」という。）第 78 条第 1 項及び第 3 項に規定する徴収金への加算措置の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(決定方法)

第 2 条 不正受給に対する加算措置の適用の決定に当たっては、当該不正受給に係る法第 78 条に基づく費用徴収の決定を行う際のケース診断会議において決定するものとする。

(適用基準)

第 3 条 前条の加算措置については、次の各号の二に該当した場合は当該不正受給に係る徴収金額に 100 分の 30 を乗じ、次の各号の三以上に該当した場合は当該不正受給に係る徴収金額に 100 分の 40 を乗じた額を適用する。

- (1) 収入申告書に虚偽の記載をし、若しくは提出書類を偽造若しくは改ざんし、又は申告若しくは届出すべき事実を故意に隠蔽するなど意図的な不正行為があるとき
- (2) 過去にも保護費の不正受給を行った事実があるとき
- (3) 不正受給から発覚までの期間が 1 年以上となるものがあるとき
- (4) 不正受給金額が、100 万円以上と高額であるとき
- (5) 不正受給を確認した後の福祉事務所が実施する調査に非協力的であるとき
- (6) 収入申告に関して、法第 27 条文書指示違反があるとき

(加算の減算)

第 4 条 前条第 1 号から第 6 号の二又は三以上に該当する場合の加算については、次の各号の一に該当した場合は、各号の該当一に対し徴収金額の加算率を、それぞれ 100 分の 10 ずつ減じることができるものとする。

なお、加算率の減算は当該不正受給に係る徴収金額に 100 分の 10 を乗じた額を下限とする。

- (1) 過去に不正受給を行った事実がないとき
- (2) 不正受給期間が 1 年未満であるとき
- (3) 速やかに不正を認め、福祉事務所の行なう事情聴取、調査及び資料提出要求に遅滞なく協力するとき
- (4) 納付に積極的な意思を示し、徴収相当額の預貯金残高を確認できる等の徴収額の一括納付に応じる確証が得られるとき
- (5) その他 (1) から (3) までのいずれかに該当し、かつ真摯に納付に応じる態度が認められるとき

2 加算額に 1 円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、施行日以後に支給した保護費及び就労自立給付金について適用し、施行日前に支給した保護費及び就労自立給付金については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。